


会議の開催結果について

- 1 会議名 第1回上尾市いじめ問題対策連絡協議会
- 2 会議日時 令和4年 5月 18日 (水)
午前・午後 10時00分から
- 3 開催場所 上尾市役所 7階教育委員室
- 4 会議の議題 別紙のとおり
- 5 公開・非公開の別 全部公開
- 6 非公開の理由 無
- 7 傍聴者数 0人
- 8 問い合わせ先 学校教育部指導課
(担当課)

会 議 録

会議の名称	第1回上尾市いじめ問題対策連絡協議会	
開催日時	令和4年 5月 18日 (水) 午前10時00分から	
開催場所	上尾市役所 7階教育委員室	
議長(委員長・会長)氏名	太田 光登	
出席者(委員)氏名	大井川 澄人 加藤 邦明 須賀 聡 宮内 礼子 石川 弘之 小林 仁子 田中 史夫 山田 正浩 青木 由美子 小川 博史	
欠席者(委員)氏名	堀田 元 伊藤 潔	
事務局(庶務担当)	瀧澤 誠 内田 智之 玉造 勇輝	
会 議 事 項	1 議 題	2 会議結果
	1 会長挨拶 2 協議 (1) 上尾市のいじめ問題に関する施策について (2) 上尾市のいじめ問題の現状について (3) 令和4年度上尾市のいじめ根絶へ向けた取組等について	別紙のとおり
議事の経過	別紙のとおり	傍聴者数 0 名
会議資料	令和4年度第1回上尾市いじめ問題対策連絡協議会 上尾市のいじめ根絶へ向けた取組等に係る参考資料	
議事の内容・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 令和4年 6月30日 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center; margin-right: 20px;"> 議長(委員長・会長)の署名 議長に代わる者の署名 (議長が欠けたときのみ) </div> <div style="text-align: center;">  <hr style="width: 100%;"/> </div> </div>		

議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	委員の皆様、本日は、御多用の中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。開会のことばを、瀧澤 誠 学校教育部指導課長が申し上げます。
瀧澤課長	ただいまより、令和4年度第1回上尾市いじめ問題対策連絡協議会を開会いたします。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。
事務局	それでは、議事に移ります。ここからの進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願ひいたします。
太田会長	この第1回上尾市いじめ問題対策連絡協議会は、「審議会等の会議の公開に関する指針」の「3 会議の公開」により、公開するものとなりますが、委員の皆様には御賛同いただけますでしょうか。 (同意)
太田会長	では、公開の協議会とさせていただきます。事務局、本日傍聴の申出はございますか。
事務局	本日の傍聴の申し出はありません。
太田会長	それでは、協議進行に移らせていただきます。はじめに議題1 上尾市のいじめ問題に関する施策について事務局よりお願ひします。
事務局	協議内容 議題1 上尾市のいじめ問題に関する施策について、 議題2 上尾市のいじめ問題の現状について、 議題3 令和4年度上尾市のいじめ根絶へ向けた取組等について となっております。 最初に1ページ、資料1を御覧ください。 表紙が「令和4年度第1回 上尾市いじめ問題対策連絡協議会」となっている資料を御覧ください。いじめ防止対策の総合的な推進の内容となっております。上尾市いじめ問題対策連絡協議会で施策の推進及び調整を行い、上尾市としてのいじめ防止対策の総合的な推進を図っていきます。 2ページ、資料2を御覧ください。「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」の概要及び重大事態への対処の内容となっております。2ページは、基本方針の概要となっております。いじめ防止対策推進法第14条を受け、この「いじめ問題対策連絡協議会が設置されております。 3ページは、重大事態についてです。重大事態とは、(1)生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い(2)相当の期間学校を欠席することを

	<p>余儀なくされている疑いがあることです。重大事態への対応については、(1) 事実関係を明確にするための調査を実施する。(2) いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して情報を適切に提供することとなっております。</p> <p>4 ページは、重大事態への対処となっております。学校における調査が困難な場合に、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成される、「上尾市いじめ問題調査委員会」が行われます。</p> <p>5 ページは、重大事態事実関係調査についてです。1 つの重大事態に対しておよそ 10 回 (10 日間) の事実関係調査を行います。</p> <p>6 ページ 7 ページ、資料 3 は、いじめ防止対策推進法に基づく上尾市の対応についての内容となっております。</p> <p>8 ページは、上尾市が実施する施策となっております。議題 3 で詳しくお話をさせていただきます。9 ページから 12 ページまでの資料 4 は、上尾市のいじめ根絶に向けた取組となっております。議題・報告 1 については、以上でございます。</p>
太田会長	<p>ただ今の上尾市のいじめ問題に関する施策につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>8 ページが具体的にやっていることが分かる内容となっていて分かりやすいと思います。それぞれの内容につきまして、御質問等ございますか。</p>
大井川委員	<p>重大事態の (1) ウ 金品等の重大事態の金額に基準は設けられているのですか。</p>
瀧澤課長	<p>金額には明確な基準はありません。ケースによってはかなりの金額になることがあります。報道ですと、数十万とか数百万をとられたといったケースも何年か前にありました。そこまでの金額でなくても、保護者の方から訴えがあった際には、重大事態となります。</p>
大井川委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
太田会長	<p>2 ページ 1 (1) にこの連絡協議会が設置されていると示されています。実際に重大事態が発生した場合には、調査委員会が開かれます。</p>
宮内委員	<p>受け取り方の違いかもしれないですが、内容を見るといじめを受けた側の対応が結構かかっているのですが、いじめた側の対応について何かあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。いじめられた側のみならず、いじめた側の子どもの気持ちも受容し指導をしていきます。まず、個別に聞き取りを行います。その中で、いじめてしまった理由や背景なども確認します。その上で、いじめはいけないことであることを毅然とした態度で指導をします。保護者の方にも連絡をして、御家庭でも様子をみていただくようお願いをしております。</p>
瀧澤課長	<p>重大事態が発生した場合にも、いじめた側の調査もしていくこととなります。</p>

太田会長	よろしいでしょうか。
宮内委員	はい。ありがとうございます。
太田会長	次に、議題2 上尾市のいじめ問題の現状について、事務局よりお願いします。
事務局	<p>13ページ資料5を御覧ください。令和3年度 上尾市立小学校いじめに関する状況調査結果となっております。認知件数は、771件でした。グラフの濃いグレーになっているところがいじめ認知です。月が書いてあるのが解消した案件となっております。</p> <p>6月と10月に認知件数が増えていることが分かります。4月・5月と緊張感がある中での学校生活を送り、6月は学校生活に慣れてきた頃となります。10月については人間関係が構築される中で起こっていると考えられます。14ページは、中学校です。昨年度は、151件のいじめが認知されました。やはり、6月と10月が多い結果となりました。</p> <p>今年度も、昨年度以上に、各校において、積極的にいじめの認知を進めております。これについては、いじめの芽を早い段階で摘んでいく危機意識の高まりが醸成されてきている証であり、今後も、各校において、さらなる積極的な認知が進むよう努めていきたいと考えております。</p> <p>以上となります。</p>
太田会長	上尾市のいじめ問題の現状につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。
大井川委員	話せる範囲で結構なので、具体例についてあげていただけるとありがたいです。
事務局	一番多かった事例が「悪口、からかい、ひやかし」といった事例です。
宮内委員	どうなったら解消になるのでしょうか。
事務局	解消の条件は、3つあります。1つ目が、3か月間いじめ行為が止んでいることです。2つ目が、受けた児童に聞き取りを行って、いじめ行為が止んでいるという事実を確認できることです。3つ目が、保護者からもいじめ行為が止んでいるという確認がとれることです。この3つの解消条件が満たされた場合は、各学校から報告をあげてもらっています。
大井川委員	いじめをした児童生徒には聞き取りは行わないのですか。
事務局	いじめをした児童生徒にも、聞き取りを行います。
大井川委員	いじめをした側への家庭へ連絡をしない場合はあるのですか。
事務局	原則、いじめをした側の家庭へも連絡をしてもらっています。しかし、

	いじめを受けた側の保護者と子どもからの訴えで、いじめた側の保護者に連絡はしないでほしいという合理的配慮の中で行わないケースもございます。
須賀委員	3月に解消が多いのはどうしてでしょうか。「年度末にまとめて」ということはないでしょうか。
事務局	3か月はあくまで目安であって、当該児童生徒の保護者がまだいじめの解消について納得ができないものについては、4か月、5か月という期間をとって、継続して見守ることを続けます。3月に解消が多いことについては、保護者や児童生徒の意向で、年度末までは、注意深く見守りを続けてほしい、保護者や児童生徒と寄り添って会話をする中で出てくるこのような要望を受けた対応でございます。3月に解消が多いということのりゆうについては、そのような対応をとっているケースが多いことか挙げられます。
大井川委員	3か月で解消となっていますが、悪口、ひやかしがネット上だとずっと残ってしまうから怖いですね。
宮内委員	解消までの見守りというのは、進学後も継続して行っているのでしょうか。
事務局	はい。進学後も先程説明した解消条件がすべて満たされていない場合については、引き続き見守りを継続します。進学や進級と同時にリセットということはありません。
宮内委員	いじめを受けて不登校になった件数は分かるのでしょうか。
事務局	はっきりとした数値について、今は申し上げられないのですが、教育センターの方で、不登校及び不登校傾向、また長期欠席が続いている児童生徒の実数が出ているので、調べることは可能です。
宮内委員	不登校になると、いじめは解消ということにはならないのですか。
事務局	はい。そのようなことはありません。
宮内委員	ありがとうございます。
大井川委員	1年生から6年生までで、どの学年が多いか分かりますか。あと男子、女子のどちらが多いのかについて、分かる範囲で構いませんので、参考までをお願いします。
瀧澤課長	小学校は3年生。次が低学年の1・2年生かなと。中学校は1・2・3年生の順番ですね。中学3年生では減ります。
山田委員	中学1年生は多いです。礼儀が身に付いていない児童生徒が多く、「馬鹿

」、「あほ」と平気で友達に言うこともあります。保護者に相談して、保護者から連絡が来ることが多いです。4月はいじめが多くなります。「悪口を言われた」といじめを訴えた生徒が、実はその前日に悪口を言っていたという場合もあります。

瀧澤課長

中学校は複数の小学校から入学するため、まだ、お互いのことが分かっていないことから、こういうことが起こるのかなと考えられます。

青木委員

小学校については、低学年が多いです。6年生は落ち着くのですが、中学1年生になると複数校が集まり、文化も違うからそのようになるのかなと思います。

太田会長

次に議題3 令和4年度上尾市のいじめ根絶へ向けた取組等について、事務局よりお願いします。

事務局

令和4年度上尾市のいじめ根絶へ向けた取組等につきまして、御説明いたします。

15ページ資料6を御覧ください。こちらが、令和4年度上尾市のいじめ根絶へ向けた取組等になっております。1いじめの防止等のために上尾市が実施する施策と、2いじめ防止等のために学校が実施する施策となっております。取組の詳細につきましては、別冊参考資料で紹介させていただきます。参考①が上尾市いじめの防止等のための基本的な方針となっております。

これを受け、23ページ参考②学校いじめ防止基本方針を各学校策定し、ホームページに掲載しております。

別冊資料の27ページから47ページを御覧ください。こちらは「教師用指導資料『いじめのない学校を目指して』」でございます。令和2年4月に作成し、各学校において、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ組織的に対応し、いじめのない学校を実現するための資料として活用いただいているものでございますが、新たに参考資料として、「いじめを考える授業」学習指導案例を、2例掲載することを考えております。この2例につきましては、これまで、「いじめの防止等のために上尾市が実施する施策」として、いじめを許さない気運を醸成するために行ってきた「いじめを考える授業」研究会における提案授業として扱った学習指導案となります。指導案を掲載することで、より具体的に「いじめを許さない機運を醸成するための指導方法」を学び、各学校の実態に応じた「いじめを考える授業」の実施が充実、及び推進されることをねらいとしております。

59ページには、令和3年度「いじめを考える授業」オンライン研究協議会を実施いたしました。

別冊資料48ページから50ページ参考⑥を御覧ください。こちらは、各学校において活用している学校生活アンケートでございます。小学校低学年用、高学年用、中学校用の3つの様式を用意し、現在、各学校でこちらの様式を使用いただいております。また、それぞれの様式に「上尾市いじめ根絶小学生の誓い」、「上尾市いじめ根絶中学生宣言」を掲載し周知するとともに、「いじめを許さない」という児童生徒の意識の高揚を図っております。

51 ページ参考⑦を御覧ください。こちらは、子どものサイン発見アンケート（家庭用）となっております。

52 ページ参考⑧を御覧ください。いじめ相談専用ダイヤル「子ども・いじめホットライン」「子ども・いじめホットメール」は24時間相談を受け付けています。「いじめ電話相談カード」を小学校1年生に配布したり、広報「あげお」に掲載したりして、本活動の広報を行っています。今年度は令和3年12月末時点でホットラインによる相談が4件ありました。ホットメールによる相談は、ございませんでした。

53 ページ参考⑨を御覧ください。学校を支援する施策として、CAP研修会を実施いたしました。教員が、子供たちをいじめから守る方法や、話の聞き方などのスキルを学ぶための研修を初任者教員、臨時的任用教員、転入教員等を対象として行いました。

54 ページ・55 ページ参考10を御覧ください。毎年実施している「よりよい学校生活と友達づくりのための心理検査」として、昨年度は「i-check」を実施いたしました。今年度は、令和2年度まで行っていた「hyper-QU」を実施します。この調査は、「学級満足度」「学校生活意欲度」「ソーシャルスキル」など、様々な視点で、子供たちの個性や今の心の有り様を立体的に描き出す調査となっております。調査結果については、学級担任が気になる児童生徒との面談や、いじめを発生させない学級経営の改善に役立てるようにしております。

続いて、56 ページを御覧ください。上尾市内小・中学校全児童・生徒から標語を募集し、入賞作品を掲載しております。入賞作品を掲載したポスターについては後日、関係機関に送付いたします。

57・58 ページ参考⑫⑬を御覧ください。上尾市「いじめ根絶」サミットについてです。小学生の誓い、中学生宣言とともに、各校代表の児童が集まり話し合ったものです。今でも校内に掲示をして啓発しております。

60 ページ参考⑮を御覧ください。ネットトラブルの早期発見を目的に実施している「上尾市中学校ネットパトロール調査」です。問題のある書き込み等に対する抑止力とネットトラブルの早期発見の効果により、いじめの未然防止、早期発見・早期解消が図られることを目指しております。これまでに問題は確認されておりません。もし、問題の投稿があった場合等については、各中学校へ報告し、トラブルの未然防止に活用いただいております。

以上となります。

太田会長

ただ今の令和4年度上尾市のいじめ根絶へ向けた取組等につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。実際に実施してみて、学校現場からも要望があればお願いします。

山田委員

市がたくさんのことやっけていただいているので、上尾市教育研究会等においても、何かやらねばと考えているのですが、新たなものが出てこない程、充実したものをやっけていただいているなあと感じます。現場としては、着実にやっけていくよう指導をしていきます。

大井川委員

「いじめをしていませんか。」というアンケートをとることはあります

	<p>か。児童相談所を担当しておりますが、学校でいじめをしても仕方がないというような児童がいます。仕方がないと言っはいけないのですが、それぐらい親から虐待を受けていて追い込まれている子供もいます。</p> <p>それが、いじめる側として、学校で出てしまっているということが、場合によってはあるかなと思います。いじめる側の対処をしていかななくてはならないなあと感じています。児童相談所としては、親との関係の問題が大きいと思います。</p>
<p>須賀委員</p>	<p>アンケートや集計など教職員の負担が大きいと見逃しが出たり、突き詰めることができないようなことができてきてしまったりするのではないのでしょうか。</p> <p>コミュニティースクール等、地域の人・親父の会等相談を受ける場合の活用方法もあるのかなと思います。家庭内では、市P連と連携を図るといいのではないのでしょうか。ネットパトロールを業者をお願いしている中であっても、LINEは難しいですね。家庭でないと見付けるのは難しい。親との対話の中でいじめがわかるということを進め、教職員の負担を軽減することも大切だと思います。</p>
<p>宮内委員</p>	<p>ネットトラブルの件ですが、中学校の件を理解ができたのですが、小学校の方は何かないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ネットパトロールについては、中学校のみとなっている。小学校については、ネットトラブルに対しての対応をとっておりません。ですので、課題となっております。</p>
<p>宮内委員</p>	<p>誰に相談をしたらいいのかを啓発することも必要だとおもいました。窓口を広げてみることもいいと思いました。</p>
<p>事務局</p>	<p>今年度は、情報モラル教育の充実を図っています。子どもたちに情報機器の望ましい使い方について、効果的な指導をすることを重点事項としています。</p>
<p>瀧澤課長</p>	<p>保護者の方にも啓発をしていくことが必要だと考えます。また、新入生説明会で説明をしたり、学校によっては、情報機器を活用する自分たちでルールを作ったりもしています。</p>
<p>太田会長</p>	<p>そろそろ時間となります。それぞれのお立場で貴重な意見を話していただきありがとうございました。</p> <p>以上で、協議を終了いたします。皆様の御協力に感謝申し上げます。ここで、進行を事務局にお返しいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>連絡を申し上げます。第2回上尾市いじめ問題対策連絡協議会は令和5年2月に開催する予定でございます。日程につきましては、改めて委員の皆様へ御連絡いたします。閉会のことばを、瀧澤 誠 学校教育部指導課長が申し上げます。</p>

瀧澤課長

本日は御多用の中、上尾市いじめ問題対策連絡協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございました。本日、いただきました御意見を参考にさせていただきいじめ根絶へ向けた施策を推進してまいります。これをもちまして、令和4年度第1回上尾市いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。